

検体検査実施料新規収載のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年9月30日付「保医発0930第9号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記の項目につき検体検査実施料が令和6年10月1日より適用されましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

1. 新規収載

保医発0930第9号 (R6.9.30)

—令和6年10月1日より適用—

項目名	実施料 (区分)	判断料	備考
HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性	102点 (D013-5)	免疫学的検査 144点	注) 検討中

注) HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性は、ECLIA法により測定した場合に、区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査の「5」HCV抗体定性・定量の所定点数を準用して算定する。

2. 留意事項の追加

保医発0930第9号 (R6.9.30)

—令和6年10月1日より適用—

項目名	実施料 (区分)	判断料	備考
抗ミュラー管ホルモン (AMH)	597点 (D008-52)	生化学的検査 (II) 144点	注)

注) 太字部分が追加されました。

抗ミュラー管ホルモン (AMH) は、不妊症の患者に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体としてEIA法、CLEIA法、ECLIA法**又はCLIA法**により測定した場合に、6ヶ月に1回に限り算定できる。

以上

* 収載項目についての詳細は担当営業部員または下記へお問合せ下さい。

インフォメーション：029-837-2721(代)

2024-B-002